

第7回いとまん平和マラソン運営委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1. 目的

本要領は、「第7回いとまん平和マラソン」の実施にあたり、効率的な運営を行う優れた事業者を選定するため、公募型プロポーザルにより優先候補者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 業 務 名 : 第7回いとまん平和マラソン運営委託業務
- (2) 委託上限額 : 21,622,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (3) 業 務 期 間 : 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業 務 内 容 : 別紙「第7回いとまん平和マラソン運営委託業務仕様書」のとおり

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

コンソーシアムの場合には、構成するすべての事業者がこの要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び糸満市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 本業務に類似する業務実績があること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有したものを従事させることができる者であること。

4. スケジュール

	項 目	日 程
1	公募内容の公表（市ホームページ）	令和8年9月3日（木）
2	質問の提出期限	令和8年9月10日（木） 正午までに電子メールで提出
3	質問に対する回答	令和8年9月15日（火） 17時までに市ホームページ掲載
4	参加表明書提出期限	令和8年9月17日（木） 正午必着
5	企画提案書等提出期限	令和8年9月24日（木） 正午必着
6	一次審査結果の通知	令和8年9月28日（月）
7	プレゼンテーションの審査	令和8年10月2日（金）
8	二次審査結果の通知	令和8年10月5日（月）

5. 配布資料

配布資料は次の資料とし、糸満市ホームページにて掲載する。

- (1) 第7回いとまん平和マラソン運営委託業務公募型プロポーザル募集要領
- (2) 第7回いとまん平和マラソン運営委託業務仕様書
- (3) 別紙1「評価項目及び配点」
- (4) 別紙2「コース図」
- (5) 各種様式（様式1～様式7）

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書（様式6）
- ②提出期限 令和8年9月10日（木）正午必着
- ③提出方法 電子メールにて提出（※電話、口頭による照会対応は行わない。）
- ④宛 先 taiiku@city.itoman.lg.jp

※提出後は電話にて提出した旨を連絡すること

- (2) 質問に対する回答：令和8年9月15日（火）17時までに市ホームページで回答する。
なお、回答に対する再質問は受け付けない。

7. 応募方法

(1) 参加申込み

- ①申込期間：令和8年9月3日（木）～9月17日（木） 正午必着
- ②提出書類：様式1
- ③提出方法：電子メール
- ④宛 先：taiiku@city.itoman.lg.jp

※提出後は電話にてその旨を連絡すること。(TEL：098-840-8135)

(2) 企画提案

- ①提出期限：令和8年9月24日（木） 正午必着
- ②提出書類：次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	提案者概要説明書	様式2	正本1部 副本9部 ただし4、5、6は 正本1部を 提出すること。
2	業務履歴書	様式3	
3	本業務に係る実施体制	様式4	
4	提案応募に関する誓約書	様式5	
5	定款の写し	任意方式	
6	市税等の完納証明書	国・県・市町村が発行する証明書	
7	企画提案書		

- ③上記「②提出書類」の順に綴り、様式ごとにインデックスを貼り付けること。
 - ④フラットファイル等で綴り、背表紙及び表紙に業務名及び事業者名を表示すること。
 - ⑤提出方法 持参によるものとする。
 - ⑥提出場所 〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所3階 観光・スポーツ振興課
- ※コンソーシアムによる共同提案の場合は、1、3、4、5、7は代表事業者で提出。
2、6は構成事業者すべてについて提出すること。

8. 企画提案書の作成上の留意事項

(1) 基本事項

提出書類	様式、作成上の注意点等
(ア)表紙	A 4 判で作成すること。
(イ)企画提案書	A 4 判 20 ページ以内で作成すること。様式は自由。A 3 判を使用する場合は、横折込みとし、A 3 判 1 枚につき A 4 判 2 ページと換算すること。 【企画提案書の作成に係る留意事項】 提案内容は、次の項目順で、仕様書に定めた内容を踏まえ提案すること。 Ⅰ 業務概要：仕様書の趣旨を踏まえ、運営の基本方針について記載すること。 Ⅱ 業務内容：仕様書に定めた業務内容について、実現方法等を具体的に提案すること。 Ⅲ 実施体制：本業務の実施体制について記載すること。 Ⅳ 業務実績：行政機関への類似業務の実績を記載すること。
(ウ)実施スケジュール	A 4 判 2 ページ以内または A 3 判 1 ページ以内で作成すること。 A 3 判を使用する場合は、横折込みとすること。様式は自由だが各工程を具体的かつ詳細に記載すること。
(エ)参考見積書	本業務の委託範囲内の費用を見積もること。自社様式で可。ただし、以下の点に留意すること。 ・提案上限額を超えてはならない。 ・仕様書「5. 業務内容」項目ごとの内訳を記載する。 ・目的達成のため仕様書以外の独自提案があれば記載する。 ・宛名は「いとまん平和マラソン実行委員会」宛てとする。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額になるとは限らない。

※上記(ア)から(エ)の順に綴り、提出書類ごとにインデックスを貼り付けること。

(2) 注意事項

本要領で指定された提出書類について、提出期限までに提出がなされない又は提出書類の補正がなされない場合は、本プロポーザルの参加資格を失う。

9. 見積要件

今回の企画提案にあたっては、21,622,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。

10. 審査基準及び審査方法

(1) 一次審査

企画提案書及びその他の提出資料について、事務局が一次審査を行い、結果を全応募者に対して通知する。

(2) 二次審査の審査評価手法

いとまん平和マラソン運営委託業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、優先候補者の順位を決定する。

(3) プレゼンテーション審査（二次審査）

①実施日

令和8年10月2日(金) ※場所、時間については、別途メール等にて連絡する。

(4) プレゼンテーション実施方法

- ①1事業者につきプレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）以内とする。
- ②1事業者につき最大3名までの入室を認める。なお、業務責任者は必ず参加させること。
- ③プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。なお、追加資料については、認めない。

※企画提案書の提出者が1者のみの場合であっても、参加資格を有する者であればプレゼンテーション審査を実施し、優先候補者として選定するかを総合的に判断する。

(5) 審査基準

- ①評価項目及び配点は「別紙1 評価項目及び配点」によるものとし、各選定委員より最も多く1位の評価を得た者を優先候補者とし、次点の者を次点候補者とする。ただし、1位の評価が同数になったときは、最も2位の評価を得た企画提案者を優先候補者とする。それでも決定しない場合は、選定委員会にて審議し、順位を決定する。

- ②各委員の二次審査の点数の合計が満点の6割に満たない場合は選定外とする。

11. 審査結果の通知及び公表

一次審査の結果は全応募者に対して令和8年9月28日(月)までにメール等で通知する。また、二次審査の結果は、プレゼンテーションを実施し、優先候補者と次点候補者を決定した後、令和8年10月5日(月)に通知する。また、本市ホームページにおいて優先候補者名及び次点候補者名を公表する。優先候補者及び次点候補者以外の者に関する情報は公表しない。審査結果についての異議申し立て及び問い合わせには一切応じないものとする。

12. 受注事業者の決定及び契約

優先候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

13. 注意事項

受託事業者は、業務の全部または大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

14. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案した場合。
- (2) 1つの事業者が複数提案した場合。
- (3) 書類等に虚偽の記載をした場合。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しない場合。
- (5) その他本要領に違反した場合。

15. 参加の辞退

参加表明書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合、または、提案書を提出しなかった場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式7)を提出すること。提出にあたっては、持参又は郵送によるものとし、プレゼンテーション審査前日までに提出すること。

16. その他

- (1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類の所有権は本市にあるものとし、返却はしない。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。
- (4) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正は原則認めない。
- (5) 当該提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (6) 優先候補者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

17. 問い合わせ先

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
いとまん平和マラソン実行委員会 (糸満市役所3階 観光・スポーツ振興課内)
電 話 098-840-8135 F A X 098-840-8155
E-mail taiiku@city.itoman.lg.jp
受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)